

豊田都市計画 緑化地域の決定に関する意見書について

意見書の要旨（1通1名）	市の見解
1 ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保などの環境問題への対応、うるおいのある都市景観の形成及び将来の人口増加を鑑み、196haの地域外も緑化地域とする必要性はないか。	<p>1 緑化地域は、「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」を定めると都市緑地法で規定している。</p> <p>豊田市の市街化区域内において、緑被率が特に低い地域は都心中心部（約196ha）に限られている。その都心中心部は市の顔となるエリアであり、「緑の基本計画」において緑化重点地区の位置付けや「中心市街地活性化基本計画」の基本計画区域として、緑化の観点から重点的な施策を行う地域であることから、緑化地域を指定するものであり、他の地域まで拡大する必要性はないと考える。</p>
2 市が一方的に緑化率を指定するものであり、個人の意向とは相反すると思われる。この緑化の部分に課税をしなくてもよいと考える。	2 市は、緑化地域により緑化施設を設置する者に対し、市の緑化助成制度を活用することで設置者の負担を軽減する措置を考えている。従って課税を対象とした軽減措置は行わない。
3 鳥のフン、害虫、消毒、支障木、木の剪定、日照権、落ち葉など多くの問題点が将来的にあると思う。	3 緑化の推進により得られる恩恵は多い反面、樹木の害虫対策や剪定等の維持管理の問題が懸念される。市ではそれらのデメリットを軽減するため、緑化地域の運用に合わせ、植栽のガイドブック等を発行し、その敷地に応じた緑化手法の紹介や維持管理が容易な樹種選定等を市民に公開し、広く周知を図ることで緑化施設の設置者の負担軽減に努める。
4 都市計画の説明会に来た人は、緑化地域に反対だと思われる。反対者がいても緑化地域制度を進めるのか。	<p>4 市は、緑化地域の都市計画決定に向か、土地所有者を対象とした緑化地域の説明会を5回開催し、また全市民対象のパブリックコメントを1か月間実施し広く意見を求めている。その結果、緑化地域に関する大きな反対意見は無かったことから、市民の概ねの理解が得られたものと考え、緑化地域制度の運用に向けた手続きを進めている。</p> <p>以上のことから、緑化地域の指定は適切なものと考える。</p>